

水源地買収

「さらなる規制を」

北海道では条例成立

法務省によると、土地売買契約に登記申請は義務づけられておらず、登記簿上の所有者が真の所有者と異なる場合もある。

法整備遅れ

北海道で成立した条例は、水源地周辺で土地を売買する場合、売り手が契約の3カ月前に道に届け出る「事前届け出制」とし、所有者や売買予定地の情報を把握するものだ。事前に分かれば、自治体が外資の代わりに買い上げるなどの対策も可能になる。

ただ、それ以上の規制は難しい。民法上、日本の土地所有権は「世界一強い」ともいわれ、絶対・不可侵性が原則。所有者は地下水をいくらかでもくみ上げる権利があり、河川法に基づいて利用が制限される表流水と扱いが異なっている。

これまでに地下水取水を包括的に制限する国の法律

水源地買収問題

【意見書を出した自治体】

- 埼玉県 久喜市
- 石川県
- 金沢市
- 長野県 信濃町
- 山ノ内町
- 佐久市
- 佐久広域連合
- 岐阜県 本巣市
- 愛知県 日進市
- 兵庫県 養父市
- 佐賀県 上峰町
- 鳥栖市
- 熊本市
- 大分県
- 宮崎県 小林市

【条例検討の県】

- 埼玉県(3月26日可決予定)
- 山形県
- 群馬県
- 長野県

【条例可決の自治体】

- 北海道 二七町
- 北海道 尾花沢市
- 山形県 富士吉田市
- 山梨県 忍野村
- 鳥取県 日南町
- 宮崎県 小林市

15自治体 国に意見書

はなく、2年前に自民党側の議員立法としてようやく規制法案が提出されたが、継続審議扱いのまま一向に前進していない。

知らぬ間に

林野庁によると、外資による森林地取得は平成18〜22年で北海道と山形、神奈川、長野、兵庫各県の40件約620杉に及ぶ。ただ、この数字は氷山の一角にすぎない。

森林地の売買はそもそも1杉未満であれば届け出義務がなかった。

このため、国会は昨年4月、森林法を改正し、全ての所有権の移転について事後届け出を義務づけた。だが、買収を未然に把握するための措置として不十分との意見書が15の自治体から出ている。

昨年12月に意見書を出した熊本市は、「外資による森林買収が拡大し続けた場合、水源の100%を地下水でまかなっている市として不安」と規制を求めた。

また、水資源が豊富な長

野県佐久市が、昨年9月に提出した意見書は、「国民に必要な水まで国外に流出する可能性を秘めているとともに、日本固有の歴史的、伝統的な景観を保全する上で障害となる」と訴えた。

埼玉県内ではいまのところ、外資による水源地の買収は確認されていないが、各地で水源地買収問題が広がった昨年対策を検討し始め、条例は26日に可決する見通しだ。長野、山形、群馬の3県も条例づくりを検討している。

「死活問題」

一方、市町村レベルで条例を制定した自治体の中には先駆的な例も。北海道二七町では昨年5月、水質保全が必要な保護区域内での開発を規制する「水道水源保護条例」と、過剰な取水を制限する「地下水保全条例」を制定。2つの条例で規制の網をひろげた。

町内の15の水源地のうち、2つがすでに外資所有になっていたことが条例のきっかけになった。

町の担当者は「水源地を整備したときほど、外資にどうやって連絡を取った方がいいのか。水源地を自分たちで管理できなくなるのは死活問題」と話した。

水問題の専門家や国連に技術的な助言もしている吉村和成氏は、「省庁間の統制行政もあり、国にもる規制は遅々として進んでいない。水は国民が直接に関与し、しかも国益。国土を外資から守るために一刻も早く法整備を進めるべきだ」と指摘している。